

川崎市公告第752号

川崎市地区まちづくり育成条例（平成21年川崎市条例第56号）第12条第5項の規定により、小田地区地区まちづくり構想を令和7年3月25日付けで認定したので、川崎市地区まちづくり育成条例施行規則（平成21年川崎市規則第49号）第22条の規定により、公告します。

令和 7年 3月28日

川崎市長 福田 紀彦

1 地区まちづくり構想の内容

(1) 名称

小田地区 地区まちづくり構想

(2) 地区まちづくり目標

大目標「未来につなげる つよいまち」

目標「燃えにくく安全に避難ができるまち」

「緑あふれる住み良いまち」

「あいさつと祭りをつなぐ歴史と絆」

「未来に向けて末永く暮らせるまち」

(3) 地区まちづくり基準

安全で良好な住環境を実現するため、「ワンルーム」形式の住宅の新築等に対して地区のルールを適用します。

ア 対象となる建築物

専用面積が30㎡未満の住戸が2戸以上の建築物(共同住宅、寄宿舍及び長屋)※いわゆる「ワンルーム」形式の住宅

イ 対象行為

対象となる建築物の新築、増築、改築、又は用途の変更

ウ 基準を定める項目と基準の内容

(ア) 自転車置場

ワンルーム形式の住戸の数の2分の1以上の台数の自転車置場を設け、適切な駐輪について住民への周知や管理に努めてください。自転車1台あたり、概ね奥行き2.0m×幅0.45mを目安に、必要台数を配置し、敷地内に収めてください。ただし、効率的に駐輪できる装置を用いることができる場合にあっては、この限りではありません。

(イ) バイク置場

ワンルーム形式の住戸の数の10分の1以上の台数のバイク置場を設け、適切な駐車について住民への周知や管理に努めてください。バイク1台あたり、概ね奥行き2.0m×幅0.7mを目安に、必要台数を配置し、敷地内に収めてください。

(ウ) ごみ置場

原則、ごみ置場を確保し、ごみ出しのルールやマナーについて住民への周知や適切な管理に努めてください。敷地内に確保できない等やむを得ない場合は、ごみ置場を管理する町内会等と十分な協議をし

てください。町内会等が管理するごみ置場を使用する場合は、原則、町内会に入会してください。

(エ) 緑化

敷地内の空地は、できる限り植栽をしてください。花壇等のすぐ移動ができない仕様が望ましいです。

エ 地区まちづくり活動計画

安全で良好な住環境を実現するため、次のような地区まちづくり活動を行います。

(ア) 小田地区の地区まちづくりに関する広報活動等

協議会だよりの回覧や掲示、ウェブサイト等での発信等による小田地区の地区まちづくり活動に関する広報活動等を行います。

(イ) 防災に関する啓発活動等

防災講座、まち歩き点検や避難のためのマップづくり、子ども向け防災イベント、炊き出し体験や災害クッキング体験、安否確認訓練、消火器や簡易トイレ等の共同購入等による地区住民の防災に関する知識や取組の啓発活動等を行います。

2 地区まちづくり組織の名称及び認定番号

小田地区まちづくり協議会 第S2301号

3 地区まちづくり構想の対象となる区域

別紙

4 地区まちづくり構想の認定番号

第K2401号

5 地区まちづくり構想の認定の有効期間

令和17年3月31日

小田地区地区まちづくり構想の対象となる区域

